

# 税負担の公平性を確保するために 滞納整理を強化しています

No.2

税金は、納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。

法律では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」としています。

財産が差し押さえとならないためにも、再度、納付状況を確認していただき、万が一滞納となっている場合には、早期に納付されますようお願いいたします。

また、失業、病気、事業不振など予期しない出来事により、一時的に納めることが困難な場合は、そのまま放置せず早急にご相談ください。

☎ 納税課納税係 (☎826-1111 内線2333)



**滞納が続くと滞納処分として財産の差し押さえが執行されます！**

## 1 預金差押

銀行・農協・郵便局などの金融機関に照会を行い、預金(貯金)を差し押さえ、税金を徴収します。

## 5 生命保険差押

生命保険を差し押さえ、解約し、保険会社から解約返戻金を徴収します。

## 2 不動産差押

土地・建物などの不動産は、登記簿に「差押」を記載し、公売などによって換金し、税金を徴収します。

## 6 所得税還付金差押

確定申告後、所得税の還付があるときには、還付金を差し押さえ、税金を徴収します。

## 3 給与差押

勤務先に給与の支払いなどの照会を行い、差し押さえた後、毎月雇用主から税金を徴収します。

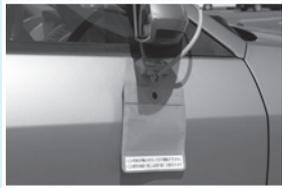
## 7 その他の差押

出資金・売掛金・有価証券・貸付金・家賃などを差し押さえ、税金を徴収します。



## 4 自動車差押

自動車にタイヤロックを装着し運行不能状態にした上で、公売によって換金し、税金を徴収します。



タイヤロックの装着例



### ■ 過去3年の差押実績 (件)

	平成19年	平成20年	平成21年
預 金	238	516	460
不 動 産	226	291	175
給 与	18	36	35
生 命 保 険	26	23	63
自 動 車	0	7	3
そ の 他 債 権	19	15	14
計	527	888	750

**土浦市は『市税滞納一掃宣言』をしています**